

2024年6月21日

環境大臣 伊藤信太郎 殿

一刻も早い水俣病問題の解決を求める緊急要請

立憲民主党

環境省は、本年5月1日、主催した水俣病被害者と環境大臣との懇談会の場で、長年、水俣病で苦しんで来られ、全面解決を求めておられる方々の声を十分に聞くことなく、一方的にマイクの音を切り、発言の制止を行った。環境省の前身である環境庁設置の原点でもある水俣病問題への対応として、あまりにも不誠実であり、苦しみを抱える方々の心を深く傷つけた。

立憲民主党は改めて熊本県水俣市と新潟県新潟市を訪問し、水俣病被害者の方々から御意見を伺った。主な御意見として、被害の実態解明と水俣病被害者の支援に向けた被害地域の健康調査の速やかな実施、最高裁判決を踏まえた認定基準の見直し、そして、メチル水銀が蓄積した水俣湾及び阿賀野川の魚介類を摂取した経験があり、水俣病の症状がある人々を水俣病患者として認めることを求めていることを確認した。

政府は、水俣特措法で明記され、現地で必要とされている疫学を含む健康調査を行わず、MRIを使用した調査研究にすり替えるなどして信頼関係を大きく棄損させている。また、原因企業の責任に固執し、本来、最優先で考えるべき被害者救済が滞っている。地域での差別などをおそれ、水俣特措法の申請ができなかった水俣病被害者がいまだ数多く存在することを認識すべきである。そして、公健法や特措法の制度の維持を理由として、多くの水俣病の症状を有する被害者を切り捨て、被害者を分断し、半世紀以上も水俣病被害者を困難な状況に置いていることを国として反省すべきである。

以上の問題意識から、立憲民主党は水俣病問題の解決に向けて前進させるために政府に要望する。

1. 半世紀以上にわたって救済措置の対象から外れ、困難な状況に置かれた水俣病被害者の存在を認め、十分な対応ができていなかったことを反省するとともに、本当の意味での対話を開始し、信頼構築のために全力を尽くすこと。
2. 水俣特措法の申請を再開し、水俣病被害者が安心して申請ができるよう措置すること。
3. 水俣病被害者が望む疫学を含めた健康調査を直ちに実施すること。
4. 公健法に基づく認定制度の在り方について、上記の健康調査の結果も踏まえながら見直しを行うこと。合わせて認定審査会などの委員等の選任においては、水俣病患者の臨床経験のある医師及び法律に関する識見を有する者を必置とすること。
5. 通院などにかかる費用は水俣病被害者にとって負荷が高いことから、安心して医療及び介護サービスを受けることができるよう、医療費や療養費等の上乘せを検討すること。また、胎児性水俣病患者が安心して生活できるよう、患者の症状に即した柔軟な認定ランクの変更などを含め、介護・福祉の充実化を図ること。
6. 環境汚染の原因企業が債務超過の場合など、汚染者負担の原則に委ねては被害者が不利益を被ることになる場合の救済の在り方について、早急に検討を行うこと。
7. 環境省は熊本県、鹿児島県及び新潟県に現地事務所を設け、水俣病被害者との信頼関係の醸成に努めること。
8. 差別や偏見のない社会を目指し、公害問題について学ぶ機会を充実させるとともに、公害に関する資料の保管又は展示を行う研究機関及び民間団体等に対し、継続的支援を行うこと。

以上